

教 生 第 3 8 0 号  
平成30年 3 月 30 日

各 県 立 学 校 長 殿

生 徒 指 導 支 援 室 長

いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた  
対応について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から別添写しのとおり通知がありました。

いじめの防止等のための的確な対応については、これまでもお願いしてきたところですが、総務省によるいじめ防止対策の推進に関する調査の結果では、いじめ防止対策推進法のいじめの定義を限定して解釈している例があること、重大事態の発生報告などいじめ防止対策推進法等に基づく措置が徹底されていない例があることなどが示されました。この結果に基づき、総務大臣から文部科学大臣に対し、いじめ防止対策の推進について、勧告がなされました。

文部科学省では、この勧告を踏まえ、いじめ防止対策を一層推進する上で留意すべき事項について整理を行い、いじめの正確な認知の推進、重大事態の発生報告などいじめ防止対策推進法等に基づく措置の徹底、及び教職員、児童生徒及び保護者に対するいじめ防止対策の周知の徹底の必要が示されました。

については、本通知の趣旨を御理解いただき、貴校におけるいじめ防止対策の一層の推進を願います。

生徒指導係

Tel 0742-27-5435

Fax 0742-27-1021

E-mail [seitoshidou@office.pref.nara.lg.jp](mailto:seitoshidou@office.pref.nara.lg.jp)